

判決年月日	平成 2 0 年 3 月 2 7 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成19年（行ケ）10243号		
○ 黒塗りの長方形の中に「A J」の欧文字の白抜きにした構成からなる商標につき、 商標法 3 条 1 項 5 号に該当するとして、審判請求を棄却した審決が、理由不備を理由に 取り消された事例。			

（関連条文）商標法3条1項5号，2項

原告は、イタリアのデザイナーであるジョルジオ アルマーニ（GIORGIO ARMANI）が設立し、そのデザインに係る商品の取扱い及び商標権等の知的所有権の管理を目的とするスイス国法人である。原告は、黒塗り長方形の中に「A J」の欧文字の白抜きにした構成からなる商標（本願商標）について、指定商品を第25類「Clothing, footwear, headgear」（被服・履物及び運動用特殊靴・帽子）として、国際商標登録出願をしたが、拒絶査定を受けたので、これに対する不服審判請求をした。特許庁は、本願商標は、簡単かつありふれた標章のみからなる商標であり、自他商品の識別標識としての機能を有しないものであるから、商標法（以下「法」という。）3条1項5号に該当し、また、「ARMANI」は著名であり、「A J」は、「アルマーニジーンズ」を示すものとして、自他商品識別機能を有しているとの原告（請求人）の主張に対しては、「本願商標の「A J」の欧文字は、「ARMANI JEANS」の欧文字とともに使用されているものであり、これらを本願商標の使用ということはできず、他に本願商標の使用を示す証拠を見いだすことはできない。」と判断し、「本件審判請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をしたので、原告は本件審決の取消しを求めて本訴提起した。

本判決は、「審決書には、『A J』が『ARMANI JEANS』の欧文字と共に使用されている点を形式的に挙げて、本願商標の使用に当たらないとしているのみで、『A J』が使用されている商品等に関する証拠の評価、具体的な使用状況等に関する事実認定、法律を事実に応用した判断過程は何ら記載されておらず、本件の審判手続において、法3条2項に着目した審理を実施した形跡もない。したがって、審決には、法3条2項に該当するか否かという重要な争点についての実質的な理由が付されていないから、その余の点を判断するまでもなく、理由不備（商標法56条、特許法157条2項）の違法がある」と判断し、本件審決を取り消した。

なお、本判決は、本願商標の法3条1項5号の該当性について、補足的判断として、「本願商標は、黒色横長方形内に『A J』の欧文字を白抜きに表記したものであり、このうち白抜き部分である『A J』は、欧文字の『A』と『J』の文字の組合せたものである。各文字は、『モダンローマン』字体で記載され、デザイン性は優れているものの、格別特徴

のある字体ではなく、また、特別の図形的な特徴を連想するものとはいえない。黒色長方形内に白抜きで文字を配置する構成についても、商品の品番等の表示において長方形内に白抜き文字とする事例があることに照らすならば、さほど特徴のある構成ということとはできない。そうすると、本願商標は、商標法3条1項5号の『極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標』に該当するとした審決の認定に誤りはない。」と判断した。